

作成日1978年1月10日

改訂日2020年1月1日

## 安全データシート(SDS)

### 1. 製品及び会社情報

製品名:	エスロタイト 硬化剤
会社名:	積水化学工業株式会社
住所:	〒105-8566 東京都港区虎ノ門2-10-4(オークラブステーション)
担当部門:	環境ライフラインカンパニー 管材事業部
電話番号:	03 - 6748 - 6492
緊急連絡電話番号:	03 - 6748 - 6492
FAX番号:	03 - 6748 - 6564
緊急連絡先:	上記担当部門
推奨用途及び使用上の制限:	塩ビ管用支管接合剤 所定の用途以外には使用しないこと
整理番号:	SLO-022

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

#### 物理化学的危険性

爆発物	分類できない
可燃性・引火性ガス (化学的に不安定なガスを含む)	分類対象外
エアゾール	分類対象外
支燃性・酸化性ガス	分類対象外
高压ガス	分類対象外
引火性液体	分類対象外
可燃性固体	分類できない
自己反応性化学品	分類できない
自然発火性液体	分類対象外
自然発火性固体	分類できない
自己発熱性化学品	分類できない
水反応可燃性化学品	分類できない

#### 健康に対する有害性

酸化性液体	分類対象外
酸化性固体	分類できない
有機過酸化物	分類できない
金属腐食性物質	分類できない
急性毒性(経口)	分類できない
急性毒性(経皮)	分類できない
急性毒性(吸入:ガス)	分類対象外
急性毒性(吸入:蒸気)	分類できない
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	分類対象外
皮膚腐食性・刺激性	区分1
眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分1
呼吸器感作性	分類できない
皮膚感作性	分類できない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	分類できない
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	分類できない
特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	分類できない
吸引性呼吸器有害性	分類できない

**環境に対する有害性**

水生環境急性有害性 分類できない  
 水生環境慢性有害性 分類できない  
 オゾン層への有害性 分類できない

**絵表示又はシンボル:**



**注意喚起語:**

危険

**危険有害性情報:**

H314 重篤な皮膚の薬傷及び目の損傷

**注意書き:**

**安全対策:**

粉じんを吸入しないこと。(P260)  
 ミストを吸入しないこと。(P260)  
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

**応急措置:**

飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 (P301+P330+P331)  
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ  
 又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 (P303+P361+P353)  
 吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息  
 させること。(P304+P340)  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレン  
 ズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続  
 けること。(P305+P351+P338)  
 直ちに医師に連絡すること。(P310)  
 特別な処置が必要である。(P321)  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。(P363)  
**保管:** フタをして、一定の場所を定めて貯蔵して下さい。  
**廃棄:** 施錠して保管すること。(P405)  
 中身を使いきってから廃棄して下さい。  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業  
 者に業務委託すること。(P501)  
 詳細については安全データシート(SDS)及び取り扱い説明書をご参  
 照下さい。

**他の危険有害性**

**重要な徴候及び想定される非常事態の概要**

**3. 組成、成分情報**

単一製品・混合物の区分:

混合物

化学名又は一般名:

ポリチオールと3級アミンの混合物

成分	含有量	CAS番号	官報公示整理 番号(化審法・ 安衛法)	備考
ポリチオール	55 ~ 65%	非公開	非公開	
3級アミン	1 ~ 10%未満	90-72-2	(3)-714 (3)-762 (3)-776	
炭酸カルシウム	25 ~ 35%	471-34-1	(1)-122	
カーボンブラック	1%未満	非公開	非公開	

#### 4. 応急措置

<b>吸入した場合:</b>	被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 必要に応じて医師の診断、手当てを受けること。 特別な処置が必要である。
<b>皮膚に付着した場合:</b>	すぐに拭き取り、大量の水と中性石鹼で十分に洗う。 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する前に洗濯すること。
<b>目に入った場合:</b>	皮膚刺激が生じた場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 特別な処置が必要である。 大量の水で15分以上、注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
<b>飲み込んだ場合:</b>	医師の診断、手当てを受けること。 自発的に嘔吐できる場合は、水で口の中をよく洗浄し、多量の水を飲ませて吐き出させる。無理に吐かせないこと。 直ちに医師の診断、手当てを受けること。
<b>急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候 症状:</b>	
<b>応急措置をする者の保護:</b>	
<b>医師に対する特別注意事項:</b>	情報なし

#### 5. 火災時の措置

<b>消火剤:</b>	炭酸ガス消火剤、粉末消火剤、泡消火剤
<b>使ってはならない消火剤:</b>	棒状注水
<b>特有の消火方法:</b>	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 火元への燃焼源を断ち、消火剤を用いて消火する。 大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。 消火活動は可能な限り風上から行い、状況によっては呼吸保護具を着用する。 消火活動は可能な限り風上から行い、状況によっては呼吸保護具を着用する。 水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。 容器内に水を入れてはいけない。
<b>消火を行う者の保護:</b>	

#### 6. 漏出時の措置

<b>人体に対する注意事項、保護具及び緊急時 措置:</b>	作業者は適切な保護具(8.ばく露防止及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。 漏出した場所の周辺に、ロープを張るなどして関係者以外の立ち入りを禁止する。 低地から離れる。 風上に留まる。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。
<b>環境に対する注意事項: 封じ込め及び浄化の方法及び機材:</b>	河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。 少量の場合、砂、ウエス等に吸着させ、密閉容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲ってせき止めし、漏出したものをすくい取る。又は砂、ウエス等に吸着させて密閉容器に回収する。
<b>二次災害の防止策:</b>	付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

<b>技術的対策:</b>	吸入・接触のおそれがあるときは適切な保護具を使用する。 火気厳禁。
<b>局所排気・全体換気:</b>	取り扱う場合は、局所排気内、または全体換気のある場所で取り扱う。
<b>安全取扱い注意事項:</b>	周辺での高温物、スパーク、火気の使用を禁止する。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 飲み込みを避けること。 ガスの吸入を避けること。 眼、皮膚、衣類に付けないこと。 粉じん、ヒュームを吸入しないこと。 蒸気、ミスト、スプレーを吸入してはならない。 すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。
<b>接触回避:</b>	
<b>衛生対策:</b>	

### 保管

<b>安全な保管条件:</b>	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気設備を設ける。 保管場所は壁、柱、床を耐火構造とし、かつ、はりを不燃材料で作ること。 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床は、床面に水が浸入し、又は浸透しない構造とすること。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。 - 禁煙。 冷所、換気の良い場所で貯蔵すること。 酸化剤から離して保管する。 容器を密閉して保管すること。 施錠して貯蔵すること。
<b>安全な容器包装材料:</b>	消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。 密閉式の破損しないものに入れる。

**8. ばく露防止及び保護措置**

**設備対策:** 蒸気を吸入しないように、局所排気装置の設置、設備の密閉化または全体換気を適正に行うことが望ましい。  
 防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。

**管理濃度:** 設定されていない。

**許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):**

**日本産衛学会(2005年版)** 設定されていない。

**ACGIH(2005年版)  
TLV-TWA** 設定されていない。

**保護具**

**呼吸器の保護具:** 有機ガス用防毒マスク  
**手の保護具:** 不浸透性保護手袋  
 ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。

飛沫がとぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。

**眼の保護具:** 側板付き普通眼鏡型ゴーグル

**皮膚及び身体の保護具:** 長袖作業着  
 保護衣、顔面用の保護具を着用すること。  
 一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。

**衛生対策:** 取扱い後はよく手を洗うこと。

**9. 物理的及び化学的性質**

**物理的状态、形状、色など:** 濃灰色粘ちょう液  
**粘度** 50万mPa・s  
**臭い:** 特有の臭気  
**pH:** 該当せず  
**引火点:** 約220  
**比重(密度):** 1.26

**10. 安定性及び反応性**

**安定性:** 通常取扱では安定である。  
**危険有害反応可能性:** 強酸、エポキシ化合物及びイソシアネートと反応する。  
**避けるべき条件:** 加熱。  
**混触危険物質:** 酸化剤、エポキシ化合物等。  
**危険有害な分解生成物:** 熱分解等により、アミン、有機物等が発生する。

**11. 有害性情報**

<b>急性毒性(経口):</b>	混合物の推定値ATEmix=2448mg/kgから区分外に分類されるが、分類できない成分を25%以上含んでいるため、分類できないとした。
<b>急性毒性(経皮):</b>	混合物の推定値ATEmix=2299mg/kgから区分外に分類されるが、分類できない成分を25%以上含んでいるため、分類できないとした。
<b>急性毒性(吸入:ガス):</b>	GHSの定義による固体。
<b>急性毒性(吸入:蒸気):</b>	蒸気に関するデータなし。
<b>急性毒性(吸入:粉塵、ミスト):</b>	粉塵、ミストに関するデータなし。
<b>皮膚腐食性・刺激性:</b>	混合物の成分の皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分1の濃度合計が1%以上のため皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分1とした。
<b>眼に対する重篤な損傷・眼刺激性:</b>	混合物の成分の眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分1の濃度合計が1%以上のため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分1とした。
<b>呼吸器感作性又は皮膚感作性:</b>	呼吸器感作性: データなし。 皮膚感作性: データなし。
<b>生殖細胞変異原性:</b>	データ不足のため分類できない。
<b>発がん性:</b>	データ不足のため分類できない。
<b>生殖毒性:</b>	データ不足のため分類できない。
<b>特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露):</b>	データ不足のため分類できない。
<b>特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露):</b>	データ不足のため分類できない。
<b>吸引性呼吸器有害性:</b>	40 の動粘性率が20.5mm <sup>2</sup> /s以上のため、区分外に分類される。

**12. 環境影響情報**

<b>水生環境急性有害性:</b>	データ不足のため分類できない。
<b>水生環境慢性有害性:</b>	データ不足のため分類できない。
<b>オゾン層への有害性:</b>	当該品の成分はモントリオール議定書の附属書に列記されていない為、分類出来ない。

**13. 廃棄上の注意**

<b>残余廃棄物:</b>	廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。 廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
<b>汚染容器及び包装:</b>	容器は清浄してリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

14. 輸送上の注意

国際規制

**国連番号:** 3259  
**国連分類:** 8(腐食性物質)  
**容器等級:**  
**海洋汚染防止法:** 該当せず  
**海上規制情報:** IMOの規定に従う。  
**航空規制情報:** ICAO/IATAの規定に従う。

国内規制

**指針番号** 154  
**陸上規制情報** 消防法の規定に従う。  
**海上規制情報** 船舶安全法、港則法、海洋汚染防止法の規定に従う。  
**航空規制情報** 航空法の規定に従う。

特別の安全対策

消防法の規定に従う。  
 危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。  
 危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。  
 危険物の運搬中危険物が著しく漏れる等災害が発生する恐れがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報すること。  
 移送時にイエローカードの保持が必要。  
 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。

15. 適用法令

**労働安全衛生法:** 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2)  
 (該当せず)  
 名称等を表示すべき有害物(施行令第18条)  
 (該当せず)  
**消防法:** 該当せず  
**化学物質管理促進法(PRTR法):** 該当せず  
**毒物及び劇物取締法:** 該当せず  
**海洋汚染防止法:** 該当せず  
**船舶安全法:** 腐食性物質  
**航空法:** 腐食性物質

16. その他の情報

引用文献

- 1) 化学物質等安全データシート(MSDS) - 第1部:内容及び項目の順序
- 2) 製品安全データシートの作成指針(改訂版)、社団法人日本化学工業協会
- 3) GHS分類結果データベース、独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ
- 4) 化学物質の危険・有害性便覧 中央労働災害防止協会
- 5) GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法 - ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS) JIS Z 7253

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成いたしておりますが、記載のデータや評価に関しては、情報の完全さ、正確さを保証するものではありません。また、記載事項は通常の取り扱いを対象としたものですので、特別な取り扱いをする等の場合には新たに用途、用法に適した安全対策を実施の上、お取り扱い願います。